

社会を良くするたしかな一歩



赤い羽根
福祉基金

第2回赤い羽根福祉基金助成事業

平成29年度 おかやま入居支援センター
活動報告書

発行日/平成30年3月
編集・発行/認定NPO法人 おかやま入居支援センター

平成29年度
おかやま入居支援センター

活動報告書

認定特定非営利活動法人
おかやま入居支援センター

居住支援の定義と住宅セーフティネット法改正

はじめに

おかやま入居支援センターは、平成21年3月の設立登記後、個人毎に入居支援ネットワークを構築して、必要に応じて連帯保証人になることによって、高齢者・障がい者・被虐待者・刑余者のアパート入居の支援と入居後の見守りを行ってきました。

平成27年度、当法人が呼びかけて、全国各地の居住支援団体との協議を始めました。居住支援のあり方について提言を行いました。

平成28年度からは、赤い羽根福祉基金の助成を受けて徐々に参加団体が増加し、全国的なネットワークが広がりました。その中で、個人毎に入居支援ネットワークを構築して支援しているのは当法人のみであり、間接的な見守りの有効性が確認され、全国ネットワークが作成した居住支援の定義にも導入されました。

平成29年度は、住宅セーフティネット法が改正され、「居住支援法人」が法定され、「居住支援」の有効性と必要性が公的に認められた「居住支援元年」と言えるほどの大きな転換点となりました。

おかやま入居支援センターは、赤い羽根福祉基金の助成を受けて、福祉専門職を雇用し、入居支援ネットワーク構築による支援を継続しながら、必要に応じて直接的見守り支援を手厚くして、これから全国で行われるべき居住支援のあり方のモデルを実証しつつ、全国各地（大阪・広島・鹿児島・香川・仙台）でこのモデルを紹介しました。

赤い羽根福祉基金を活用させていただき、岡山県居住支援協議会とも協力して、居住支援ミニサミットを行い、居住支援の全国展開の方法を示しました。

赤い羽根福祉基金を活用させていただき、全国の居住支援団体の視察と協議を行い、11月一般社団法人居住支援全国ネットワークを設立し、居住支援活動の全国展開の土台を作りました。

平成29年度、おかやま入居支援センターは10期目を迎えました。100名を超える入居者の支援を行っています。これまでは助成金に頼る運営でした。居住支援元年を迎え、全国各地の団体の活動を参考に、赤い羽根福祉基金を活用させていただき運営を安定化させるための活動を開始しました。サブリースを見据えた「共同同居モデル事業」・福祉基金で雇用した福祉専門職の資格を活用して相談支援事業所の開設準備・全国視察による支援の多角化などです。

平成30年度、重要な年になります。今後とも宜しくお願いします。

認定特定非営利活動法人
おかやま入居支援センター

理事長 井上 雅雄

居住支援の定義

入居支援

入居すべき物件を探し、決定し、契約するといった一連の行為を支援すること。

- ・相談支援
- ・ネットワーク形成支援
- ・保証支援
- ・入居支援

居住生活支援

居宅への入居後における地域生活が穏やかな状態で継続できるようにするための支援をすること。

- ・環境調整支援
- ・継続保証支援
- ・相談支援
- ・ネットワーク継続形成支援
- ・寄り添い、見守り、緊急対応
- ・退去時支援

住宅セーフティネット法

平成29年4月に公布された住宅セーフティネット法の改正法が同年10月25日に施行され、高齢者、低額所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度など、民間賃貸住宅や空き家を活用した「新たな住宅セーフティネット制度」が本格的に始まりました。

住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録、登録された住宅の検索・閲覧などに関する情報は、「セーフティネット住宅情報提供システム」

<http://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>
をご覧ください。

新たな住宅セーフティネット制度の概要①

住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度

1. 都道府県・市区町村による住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進計画の策定【法律】

- ・国の基本方針に基づき、供給目標、施策等を規定
- ・住宅確保要配慮者の範囲
 - 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、被災者世帯
 - 低額所得世帯(収入分位25%以下) - その他外国人世帯等

2. 賃貸人が住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として都道府県・政令市・中核市に登録【法律】

- ※指定登録機関による登録も可能とする
- ・登録基準 - 耐震性能 - 一定の居住面積 等
- ※上記の供給促進計画により、登録基準の強化・緩和が可能
- ※共同居住型住宅(いわゆるシェアハウス)の面積等の基準を設定予定

3. 都道府県等が登録住宅の情報開示・賃貸人の指導監督【法律】

新たな住宅セーフティネット制度のイメージ

- 1. 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進計画の策定
- 2. 登録住宅の情報開示・賃貸人の指導監督
- 3. 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅

※指定登録機関による登録も可能とする

※上記の供給促進計画により、登録基準の強化・緩和が可能

※共同居住型住宅(いわゆるシェアハウス)の面積等の基準を設定予定

新たな住宅セーフティネット制度の概要②

登録住宅の改修・入居への経済的支援

1. 登録住宅の改修に対する支援措置

① 登録住宅に対する改修費補助【予算】(補助を受けた住宅は専用住宅化)

補助対象工事	バリアフリー工事、耐震改修工事、用途変更工事等
補助率	【補助金(制度の立上り期)の場合】:国1/3(国の直接補助) 【交付金の場合】:国1/3+地方1/3 (地方公共団体が実施する場合の間接補助)
入居者要件等	入居者収入及び家賃水準(特に補助金の場合)について一定要件あり

②(独)住宅金融支援機構による登録住宅に対する改修費融資等【法律・予算】

2. 低額所得者の入居負担軽減のための支援措置【予算】

(専用の住宅として登録された住宅の場合)

補助対象	① 家賃低廉化に要する費用 (国費上限2万円/月・戸)	② 入居時の家賃債務保証料 (国費上限3万円/戸)
補助率	国1/2+地方1/2(地方が実施する場合の間接補助)	
入居者要件等	入居者収入及び補助期間について一定要件あり	

新たな住宅セーフティネット制度の概要③

住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

1. 都道府県による居住支援法人の指定【法律】

- ・都道府県が家賃債務保証等の居住支援活動を行うNPO法人等を指定

2. 居住支援法人等による登録住宅等の情報提供・入居相談【法律】

3. 生活保護受給者の住宅扶助費等について賃貸人からの通知に基づき代理納付^(※)の要否を判断するための手続を創設【法律】

- ※ 本来、生活保護受給者が賃貸人に支払うべき家賃等を、保護の実施機関が賃貸人に直接支払うこと

4. 居住支援活動への支援措置等【予算】

補助対象	居住支援協議会等の活動支援 等
補助率	国 定額(国の直接補助)

5. 住宅確保要配慮者への家賃債務保証の円滑化

① 適正に家賃債務保証を行う業者について、情報提供を行うとともに、(独)住宅金融支援機構の保険引受けの対象に追加【法律・予算】

- ・一定の要件を満たす家賃債務保証業者を国で登録(省令等で規定)
- ※ 登録要件等 - 社内規則等の整備、相談窓口設置 - 契約時の重要事項説明・書面交付 ほか

② 居住支援法人による家賃債務保証の実施【法律】

① 通知

② 代理納付の要否を判断

おこやま入居支援センターの活動

おこやま入居支援センターとは

設立

高齢者や障がい者の支援に携わっている専門家(弁護士・司法書士・社会福祉士・行政書士・宅建主任者(現宅建士)・税理士・医師等)が集まって設立しました。

役割

ネットワークに欠けているピース(入居支援ネットワーク形成支援+賃貸保証等)を埋めることにより、関係機関と協力して住居の確保が困難な方々(高齢者・障がい者・被虐待者・刑余者など)の入居・生活支援をしています。

支援方法

- 個人を支援するネットワーク作りをコーディネートすることにより入居を支援します。
- 当NPOは、必要に応じて、条件を整えてから、賃貸保証人や緊急連絡先になります。

入居支援活動の特徴

- 個人毎に入居支援ネットワークを構築して、みんなで支える
- 賃借人+賃貸人+仲介事業者に安心を提供
- 賃借可能物件の増加が見込める
- 問題がおされば連絡がくる→保証リスク軽減
- 事業開始時サブリース物件を用意する必要なし
- 直接見守り人員が不要→専従職員が少ない
- 初期投資が少ない
- 居住支援の一つのモデルとして全国へ普及活動中

入居支援ネットワーク概念図

NPOの役割: ①入居支援ネットワーク形成・維持支援 ②物件探し ③賃貸保証 ④退去時対応



必要な医療とソーシャルワークを継続的に受けられる体制を目指します。退院後の継続的受診、アウトリーチと、生活の安定のため、必要な場合には、本人と病院との契約で小口現金の管理をいただいています。

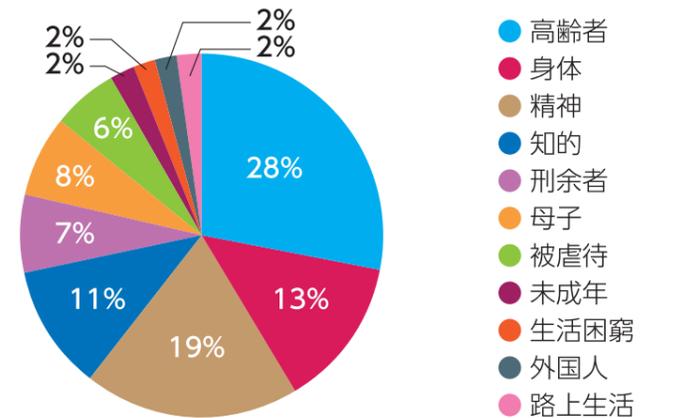
支援ネットワークによる入居支援事業

入居支援申込内訳 (平成29年4月～平成30年3月)

申込者実数……36件 支援決定実数……18件(うち保証会社の緊急連絡先1件)

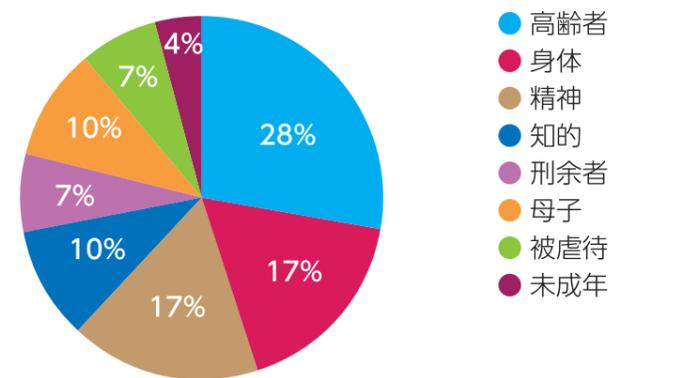
【表①】申込者分類内訳

分類	人数
高齢者	15
身体	7
精神	10
知的	6
刑余者	4
母子	4
被虐待	3
未成年	1
生活困窮	1
外国人	1
路上生活	1
合計	53



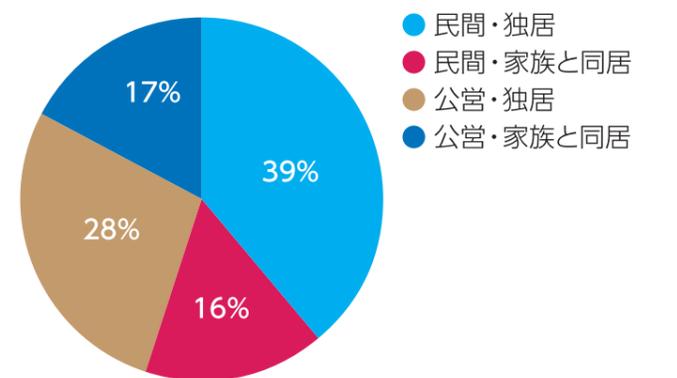
【表②】支援決定者分類内訳

分類	人数
高齢者	8
身体	5
精神	5
知的	3
刑余者	2
母子	3
被虐待	2
未成年	1
合計	29



【表③】住居の分類内訳

住居タイプ	人数
民間・独居	7
民間・家族と同居	3
公営・独居	5
公営・家族と同居	3
合計	18



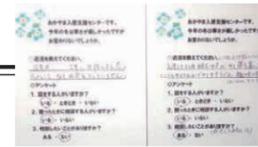
民間……アパート、戸建て
公営……県営住宅、市営住宅

※表①②について、複数の障がいがある方を障がいごとにカウントしているため実績数と内訳が異なります。

相互見守り体制の整備

定期的な連絡(年4回)

返信用のはがきを同封して現状を確認しつつ、イベントの案内を行いました。



返信ハガキ

イベント開催

他団体と協力して、年末年始にイベントを開催しました。(餅つき会・年越しそばの会・雑煮の会)
現状では当法人の事務所周辺以外に相互見守り体制はできていません。



餅つき大会



年越しそばの会

緊急入居(シェルター)

- 3箇所4部屋のシェルターを用意し、緊急入居案件に対応しました。
- 虐待を受けて避難してきた人や、その日の住居がない人に提供しました。
- 緊急時のレスパイト利用や生活保護申請のための利用も行っています。
- 発達障害で手段生活が難しい未成年者の一時入居の受入をしました。

シェルター／Aさん(10代・女性)の事例

Aさんは、母の虐待(ネグレクト)により突然一人で生活をしなければならない状況となった。生活能力がなく人とうまくかかわれないAさんは、自宅へ引きこもって誰の支援も受け付けなかったが、食べるものがない、電気が止まるという経過からSOSを発信し、シェルター利用につながった。

- シェルターの提供・生活費の確保のため生活保護の申請
 - 食料を購入して提供・引越の手伝いなどの支援を行った。
- Aさんは、現在も生活保護は受給しているがアルバイトも頑張っており、生活基盤を整えることを前向きにとらえている。

刑事施設退所者(自立準備ホーム)

- 犯罪を繰り返し親族との縁がきれている方がいます。退所直後は更生保護施設や自立準備ホームが用意されていますが、女性を受け入れている自立準備ホームが少ないのが現状です。
 - 累犯者の中には認知症や障害が影響しているケースも多く、福祉的支援が必要です。
- 当法人は、赤い羽根福祉基金を活用して、障害のある女性のための自立準備ホームを用意して、買い物同行・生活保護申請援助・無料低額診療の受診同行・訪問診療のコーディネートなど自立に向けた手厚い支援を行っており、今後の支援モデルとして発信することを予定しています。

自立準備ホーム／Bさん(60代・女性)の事例

Bさんは窃盗のため逮捕された。刑務所から仮出所する際に、姉が引き取りを拒否したため帰る場所がなく、保護観察の間は自立準備ホームを利用することになった。

- 自立準備ホームでは、
- 買い物同行・医療機関への受診同行・生活保護(医療扶助)を受給するまでは無料低額診療制度を利用するための調整・定期的な血圧測定、服薬確認、服薬指導
 - 福祉事務所への生活保護申請同行・お墓や図書館への同行、グループホーム入居に向けて調整を開始した。
- 自立支援医療制度を利用するために医師の往診を調整したり、申請に同行したり、グループホーム見学を行ったり、生活用品の買い物同行をしながら、ひとつひとつ不安を安心に変える作業を行った。グループホーム入居に向けて準備中(平成30年3月時点)。



展示会／平成29年7月13～14日



報告会／平成30年3月18日

展示会・報告会

- 不安解消・偏見除去のための啓発が目的です。
- 市役所のホールでの展示会(平成29年7月13日～14日)
- 活動報告会(平成30年3月18日)を開催する方法で行いました。

不安解消・偏見除去の啓発活動

高齢者には死亡の不安・障害者には障害特性を理解しないでなんとなく不安で貸さないという風潮があります。啓発のために次のような活動を行いました。

専門職・高齢者・障害者が共に働く事業所運営

高齢者雇用・障害者雇用・偏見除去が目的で、専門職1名・高齢者2名の雇用を継続しつつ、支援対象者をアルバイトとして雇用する形を継続し、展示会や報告会で障害者2～3名をアルバイトとして活用しました。

共同住宅確保モデル事業

居住環境検討会議4回開催

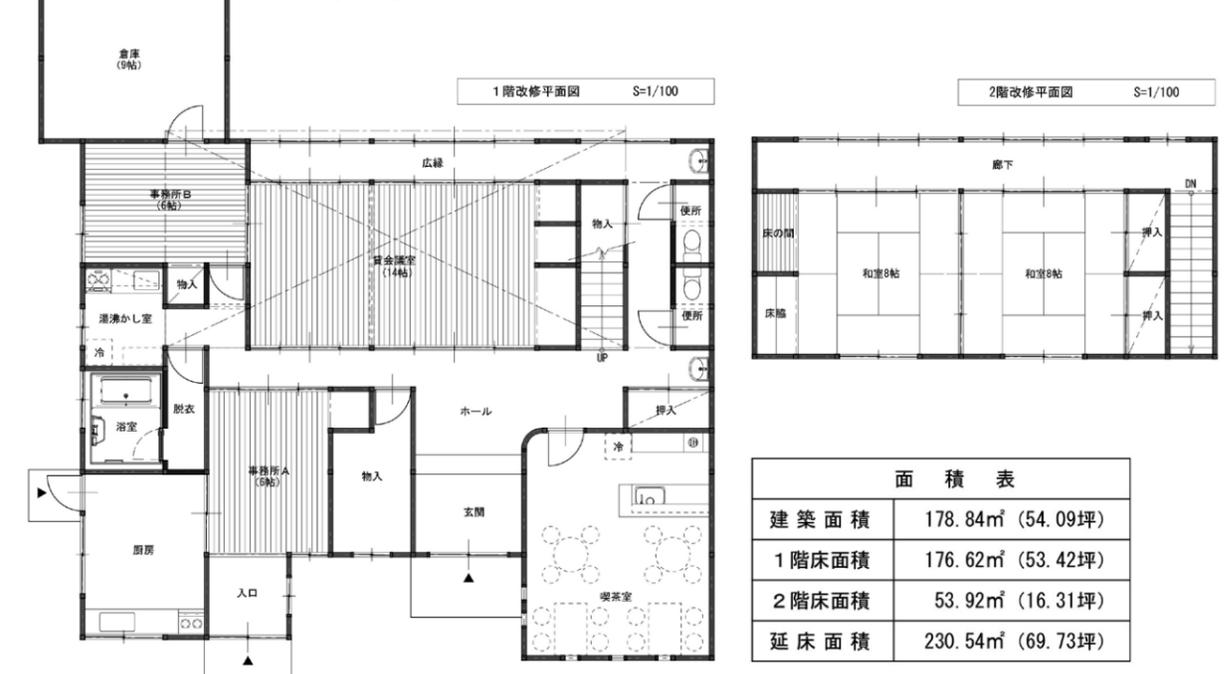
- 【登録住宅】(住宅セーフティネット法改正)の活用のモデルを示したいと企画しました。
- 空き家・空き室を改修して住宅確保要配慮者(若年のシングルマザー等)向けの【登録住宅】にすることを目的としています。
- 配慮を要する内容に応じた改修・住みたいと思える改修や住まい方を提案したいと考えています。
- 赤い羽根の助成をうけて建築士との協議を開始しました。古民家活用依頼があり、建築士が現地調査をして図面を描いてもらい、検討しましたが、共同住宅としての活用は、建築基

準法・消防法の関係で用途変更が困難と判明したため、当法人が安く借り受けて登録会員限定の「地区集会所」として、NPOの事務スペース・会議室・食事会場などの公益的活動に活用する提案を行っています。



- 【所有者の意見】自分が死んだ後も使い続けてもらえるように長く使えるような改修を望みます。
- 【出席者の意見】岡山市街に現存する数少ない古民家であり有効に活用したい。
- そろばん、習字教室、学習塾にも使える。
- 庭はくつろげる空間にしたい。草取りも土いじり、皆で楽しめたらいい。
- 【今後の予定】平成30年4月までに見積書を作成・協議。
- 【工事計画】30年秋に工事。冬には完成予定

古民家改修プラン



岡山県居住支援協議会と連携した活動

岡山県居住支援協議会の事務局活動

相談会

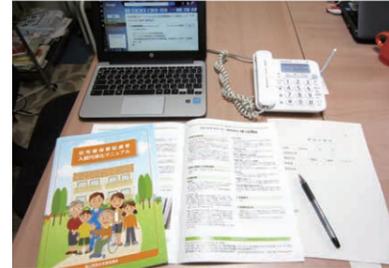
毎月第一土曜日開催
午後1時～3時30分
きらめきプラザ2階(岡山市北区)
対面相談10回開催



相談会／きらめきプラザ

電話相談

おかやま入居支援センター事務所
13時～17時(土日祝のぞく)



電話相談／おかやま入居支援センター事務所

居住支援団体交流会とガイドブック制作

県内居住支援団体との交流会(年3回開催)

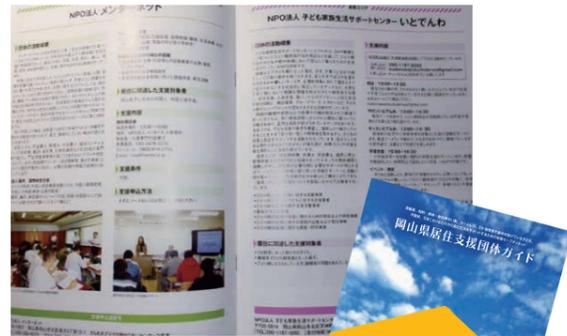
平成29年6月15日、10月26日
平成30年1月19日
午後3時～5時
岡山県不動産会館3階
岡山県内の居住支援をしている団体による交流会
居住支援団体(11社加盟)と岡山県居住支援協議会が参加しました。



岡山県内居住支援団体交流会／岡山県不動産会館
平成28年1月19日

連携団体の居住支援協議会ホームページ掲載

- ・認定NPO法人 子どもシェルターモモ
- ・一般社団法人 ほっと岡山
- ・社会福祉法人 浜っ子
- ・総社市権利擁護センター しえん
- ・NPO法人 じゃがいもの木
- ・NPO法人 さんかくナビ
- ・NPO法人 山村エンタープライズ
- ・認定NPO法人 ハーモニーネット未来
- ・NPO法人 岡山けんかれん
- ・NPO法人 岡山・ホームレス支援ぎずな
- ・認定NPO法人 おかやま入居支援センター
- ・NPO法人 メンターネット
- ・NPO法人 子ども家族生活サポートセンター いとでんわ
- ・NPO法人 ピアサポートセンター ひといろの実
- ・NPO法人 笠岡を元気にする会
- ・NPO法人 おかやまUFE



岡山県居住支援団体ガイド
ホームページ版・小冊子版

全国的居住支援ネットワーク事業

居住支援全国ネットワーク、一般社団法人設立

居住支援全国ネットワークは、平成29年2月18日に任意団体として設立しました。設立時参加団体は、

- ・NPO法人 あきた結いネット
 - ・一般社団法人 パーソナルサポートセンター
 - ・NPO法人 ワンファミリー仙台
 - ・NPO法人 自立支援センターふるさとの会
 - ・NPO法人 おかやま入居支援センター
 - ・NPO法人 あまやどり高知
 - ・NPO法人 抱樸
 - ・NPO法人 大牟田ライフサポートセンター
 - ・NPO法人 やどかりサポート鹿児島
- の9団体でしたが、その後
- ・一般社団法人 つくろい東京ファンド
 - ・NPO法人 わっぱの会

が加わり、現在の参加団体は11団体となっています。

平成29年度は、視察やイベントなどを組み合わせながら、8回の会議・打ち合わせを実施しました。

会議では、各団体の活動状況や居住支援法人に向けての取り組みについて情報交換を行ったり、今後の活動についての検討を行ったり、またそのときどき問題となっている事柄について話し合ったりしました。

法人化についても検討を重ね、平成29年11月28日に一般社団法人として登記申請を行いました。



設立総会 平成29年2月18日／鹿児島市

全国のあらゆる地域において、障害者、高齢者等あらゆる居住要支援者に対して、連帯保証問題の解決を含め、必要に応じて適切な居住支援が提供される社会を創造するため、全国各地のそれぞれの地域において居住支援を提供している団体(支援付き住居による居住支援を提供している団体を含む)が、居住支援の普及及び発展を目的とする活動を行うとともに、情報交換、交流、相互啓発、研究、調査、啓発活動等を行い、もって、社会の福祉の増進に寄与することを目的として、ここに「居住支援全国ネットワーク」を設立する。

2017年(平成29年)2月18日

設立趣意書より抜粋

視察・会議状況

第1回／東京

平成29年4月14日 視察／つくろい東京ファンド
 平成29年4月15日 会議
 会場／AP浜松町Lルーム
 参加者／14名(うち岡山1名)



第2回／福岡

平成29年6月9日 視察／福岡市居住支援協議会
 (福岡市社会福祉協議会)



つくろい東京ファンド／平成29年4月14日

「住まいサポートふくおか」について…

福岡市居住支援協議会より説明
 住み替えて困っている65歳以上の方を対象に、協力店(不動産事業者)、各種支援団体及び福岡市社会福祉協議会と福岡市とが連携・協力し、民間賃貸住宅への入居支援や生活支援など様々なサービスを提供する事業。

「ずーっとあんしん安らか事業」について…

福岡市社会福祉協議会より説明
 あらかじめ預託金を預かって契約した方が亡くなったときに、預かった金額内での葬儀・納骨・公共料金等の清算や家財の処分を行う事業。

平成29年6月10日 会議
 会場／TKPロイヤルパークホテル ザ 福岡会議室 会議室A
 参加者／21名(うち岡山2名)



福岡市居住支援協議会／平成29年6月9日

第3回／岡山

平成29年8月4日
 居住支援ミニサミット in おかやま開催
 平成29年8月5日 会議
 会場／きらめきプラザ7階 702会議室
 参加者／30名(うち岡山5名)



福岡市社会福祉協議会資料



福岡会議／平成29年6月10日

第4回／秋田

平成29年9月16日 会議
 会場／秋田県生涯学習センター5階 第5研修室
 参加者／25名(うち岡山5名)

第5回／高知

平成29年11月10日 会議
 会場／高知会館4階 やまもも
 参加者／21名(うち岡山1名)
 平成29年11月11日
 生活困窮者自立支援全国研究交流大会



鹿児島シンポジウム／平成30年1月5日

第6回／鹿児島

平成30年1月5日 鹿児島シンポジウム
 平成30年1月6日 会議
 会場／鹿児島県市町村自治会館
 参加者／21名(うち岡山3名)



鹿児島会議／平成30年1月6日

第7回／宮城

平成30年2月2日 ワンファミリー仙台
 平成30年2月3日 会議
 居住支援全国ネットワーク打合せ
 会場／(一社)パーソナルサポートセンター
 仙台市住まいと暮らしの再建サポートセンター
 参加者／15名(うち岡山1名)

第8回／東京

平成30年3月4日 会議
 会場／貸会議室プラザ八重洲北口 3階4号室
 参加者／19名(うち岡山4名)
 平成30年3月5日
 居住支援全国サミット



東京会議／平成30年3月4日

H29.8岡山県居住支援協議会が開催した居住支援を考えるイベントです。あなたの地域でも開催してみませんか。

居住支援ミニサミット

居住支援の先進的取り組みを学び
地域づくりや空き家対策に活用しよう

空き家・空き室は増加傾向にあり社会問題化しています。他方、低額所得者、被災者、高齢者、障害者・子供を育成する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する方(住宅確保要配慮者)も多数おられます。今般、空き家等を活用し、住宅セーフティネット機能を強化するため、住宅セーフティネット法が改正されました。

岡山県居住支援協議会は、行政機関・福祉機関・不動産関係団体・NPO法人で構成されている団体です。当協議会では、岡山県内の市町村やNPO法人等との間で相互連携を図り、住宅確保要配慮者の居住に関する意見交換会や相談会などを開催しています。

今般、改正法により、居住支援法人が位置付けられ、居住支援の必要性が認められました。平成29年2月18日『居住支援全国ネットワーク』が設立され、現在、全国の10団体がこれに参加しています。空き家活用に成果をあげている団体もあります。

岡山県居住支援協議会では、今後の岡山県内における空き家活用や居住支援のあり方を考えるために、全国的な動きや

先進地の活動を知っていただき、実践につながるヒントを得られればという思いから、居住支援全国ネットワークに呼びかけて、全国各地の取り組みを紹介して意見交換する「居住支援ミニサミット」を企画しました。

全国の最先端の取り組みを知ることができる全国初の企画です。岡山県内で空き家活用を検討している行政機関、事業者、福祉関係者の皆様に多数お集まりいただくと幸いです。



日時 平成29年8月4日(金)
14:30~17:00(受付14:00~)

場所 きらめきプラザ3階
301会議室

内容

- 第1部 居住支援全国ネットワークの各団体から団体紹介
- 第2部 NPO法人 大牟田ライフサポートセンターからの実践報告
- 第3部 ミニサミット(居住支援と空き家活用に関する意見交換)

主催/岡山県居住支援協議会

構成団体 岡山県・岡山市・倉敷市・津山市・社会福祉法人岡山県社会福祉協議会・一般社団法人岡山県宅地建物取引業協会・一般社団法人岡山県不動産協会・一般社団法人岡山県建築士会・特定非営利活動法人まちづくり推進機構岡山・特定非営利活動法人おかやま入居支援センター

参加者 ●宅地建物取引業協会、不動産協会、建築士会……26名 ●行政機関、議員……21名
●居住支援、福祉関係者(団体・会員・個人)……34名 ●全国ネット……26名(スタッフ11名)

居住支援ミニサミットでの報告内容(使用したパワーポイント)を冊子にして、全国の居住支援協議会に送付しました。(一社)居住支援全国ネットワークの各団体と協力して居住支援を全国に普及させる活動を実施しています。



秋田視察報告

第4回/秋田

平成29年9月15日 視察・交流/あきた結いネット

あきた結いネットの事業

- シェルター(相談支援付き住宅)
- 自立準備ホーム
- 障害者グループホーム
- 「お結びH27.8.1」「志を結びH28.2.1」
自立準備ホームとしても登録している
使わない部屋を閉鎖して100㎡未満にしている
- トータルライフ支援事業(身元保証・金銭管理)
- 指定相談支援事業所「わたぼっち」
- 就労継続支援B型作業所「えこま〜る」
皆さまからの寄附物品をフリーマーケットで売却+軽作業+農作業
物品を保管するために古い空き家を活用している

NPO法人 あきた結いネットとは

定款の目的より 制度の狭間・隙間に落ちてしまった方
この法人は、自らの努力だけでは地域で自立した生活を送ることが困難な者に対して、衣(衣類)・食(食料)・住(住居)の提供そして居(居場所)・職(就労)・充(充実感)の視点を踏まえた支援を行うことにより、各人が人間らしい心豊かな生活が実現できるよう、地域・環境・ネットワーク作りに寄与することで社会福祉の向上を図ることを目的とする。

事業概要

<p>住居確保事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●トータルライフ支援事業結いの手(身元保証事業) ●相談支援付き住宅 ●自立準備ホーム 	<p>障がい福祉サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ●指定相談支援事業所わたぼっち ●グループホームお結び(定員4名) ●グループホーム志を結び(定員4名) ●サテライトグループホーム(定員2名)
<p>生活基礎支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●衣類・家具等の収集、配布 ●寄付品食堂 	<p>就労支援事業</p> <p>就労継続支援B型 えこま〜る (平成29年7月開設)</p>
<p>広報・周知活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ●秋田県で困っている人なくそうプロジェクト!! ●学び違いプロジェクト 	

マイナスイメージを力に変えて!

『秋田で出来るなら、自分のところでも!』



シェルター(相談支援付き住宅)



就労継続支援B型作業所「えこま〜る」



おこやま入居支援センター 活動報告会

日 時／平成30年3月18日(土) 14時～17時
開 場／きらめきプラザ703号室(岡山市北区)
1年間のおこやま入居支援センターの活動報告を行いました。
入居支援の課題について話し合いました。
この活動報告書に記載してきた内容になります。
以下は、「入居支援事業の課題」です。

入居支援事業の課題

- ・緊急入居が必要なケースの対応
- ・公営住宅の連帯保証人問題
- ・保証リスクの軽減
- ・対象者の拡大と支援内容の多様化
- ・支援者がほとんどいないケースの見守り
- ・ひきこもり・支援拒否・アルコール依存症
- ・刑事施設退所者(親族との縁が切れている)
- ・元気な高齢者からの保証依頼(団塊世代)
- ・相互見守り体制の整備



課題1 公営住宅の保証人問題

- ・保証人を当該自治体に居住する一定以上の収入がある個人に限定している自治体が多数(公営住宅が住宅セーフティネットの役割を果たしていない)
- ・岡山県内は、条例改正で、当法人が連帯保証人になれることになり、公営住宅の指定管理制度も影響して当法人への保証人希望が増加
- ・経営基盤の弱い当法人が、行政を保証するという矛盾が生じている
- ・国(国土交通省・総務省)や地方自治体への提言や働きかけを継続中

課題3 対象者・支援内容の多様化

●一人親世帯

岡山県内の居住支援関係機関ネットワーク会議に参加している団体(子どもシェルター・モモ・いとでんわ)の取組や、入居支援申込により、一人親世帯の支援が求められている。これまでは、被虐待者や障害者と認定して支援してきた。

●施設入所者

施設入所時の保証申込依頼がある。これまでは対象外として断ってきた。

課題2 連帯保証リスク軽減

- ・今年度、2件の保証履行請求を受ける案件が発生
- ・居住支援法人が家賃債務保証を行う場合、保険に加入できる制度が創設された
- ・当法人は、今年度、居住支援法人に指定されたが、居住支援法人としての家賃債務保証は準備中で当面行わない方針
- ・他の居住支援団体では、保証業者との提携の動きが進んでいる
- ・当法人も信頼できる保証業者を探し始めた。

●死後事務

現在、入居支援してきた方の相続財産管理人選任申立を行い、死後事務を行っている。支援内容や契約内容の見直しの必要性が判明した。

●サブリースの検討(共同住宅確保モデル事業)

賃貸保証による支援だけでは、その人に適合した居住環境を提供できないケースが生じている。

課題4 ケース① ひきこもり・支援拒否・アルコール依存

- ・支援者が少なく、直接的な支援が必要な典型例
- ・ひきこもり傾向にある若年者のケースが徐々に増加してきている。これまで直接の見守りは十分とはいえない。

- ・過去に40歳台男性のアルコール依存者が支援を拒否して飲酒した結果、孤独死した事例があった。依存症はリスク案件ととらえて、直接見守りを行っているが十分とはいえない。

課題4 ケース② 元気な高齢者

- ・核家族化・少子高齢化・団塊世代の高齢化により、保証人を頼める身寄りのない方が増加
- ・団塊世代の高齢化と、居住してきたアパートの老朽化で転居を求められ、頼める保証人がいないケースが増加
- ・介護保険を利用していないでの支援者がなく、転居によりこれまでの人間関係の維持が困難になる→入居支援ネットワークを再構築する必要がある。すぐにできなくても、体調の変化に速やかに対応できる見守りが必要。



身寄りのない賃借人が死亡した場合の法律関係と対応 (相続財産管理人を選任して対応した事案)

事案 刑務所出所者としておこやま入居支援センターが保証支援していた身寄りのない高齢者が死亡しました。この方は、生活保護を受給して、介護保険でヘルパーを利用し、ほぼ毎日誰かが訪問して見守りを続けていましたが、数ヶ月前から判断能力が低下して、家賃の滞納が始まっていました。相続人が誰なのかもわかりません。通帳は、福祉事務所が保管しており、開示を受けられません。

対応1(相続財産管理人選任)

まず、部屋の中の荷物を全て出して保管を始めるとともに部屋の明渡を行いました。次に、相続人探しをする必要がありましたが、個人情報保護の関係で戸籍の入手が困難でした。民法918条2項は、「家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によって、いつでも、相続財産の保存に必要な処分を命ずることができる。」と定めています。この「相続財産の保存に必要な処分」として、弁護士に依頼して、家庭裁判所に相続財産管理人の選任を求めました。家庭裁判所から、相続財産管理人の報酬や事務処理費用として、30万円の予納金を求められ

ましたが、依頼した弁護士と相談して、報酬を放棄してもらい、決定を受けることができました。

対応2(相続財産管理人の活動)

相続財産管理人に選任された弁護士は、戸籍調査と住所調査を行い、3名の兄弟姉妹がいることが判明しました。平行して、福祉事務所から通帳を受領し、資産と負債の調査を行いました。資産はごくわずかで事務処理費用程度しかなく、負債は数十万円になっていることが判明しました。相続財産管理人は、相続人に対し、財産目録を送付して、相続するか相続放棄するかを確認し、全員が相続放棄を希望されたので、相続放棄手続きを教示しました。

相続放棄が確認され、残置物品の処分を行うまで死亡から3ヶ月以上を要しました。身寄りのない方が死亡した場合、遺言または死因贈与ないし死後事務委任契約をしていなければ、大変な手間と費用がかかります。居住支援において、死後事務を考えておくことが必要であり、この事務処理において、契約内容を変更していくことが必要であることが判明しました。